

あわら市告示第45-8号

福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係るあわら市利子補給金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月21日

あわら市長 森 之嗣

福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係るあわら市利子補給金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）（以下「県資金」という。）に係る利子補給金（以下「補給金」という。）の交付について、あわら市補助金等交付規則（平成16年あわら市規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 補給金の交付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和6年2月27日から令和6年8月30日までに県資金の貸付が実行されている者。

(2) 次のいずれかに該当する者。

ア 県資金の貸付を受ける際に、本市が発行した罹災証明書を提出した事業者

イ 県資金の貸付を受ける際に、罹災証明書を提出していない事業者であって、市内に本社を有する事業者

ウ 県資金の貸付を受ける際に、罹災証明書を提出していない事業者のうち、福井県外に本社を有し、かつ、県内に事業所を有する事業者であって、直近決算において、売上高の比率が県内において最大の事業所が本市に所在する事業者

(3) 交付申請時に市税等の滞納がない者。

（補給期間）

第3条 補給金を交付する期間は、受給資格者が融資を受けた日（以下、「貸付実行日」という。）から起算して5年間とする。

（補給金額等）

第4条 補給金は、予算の範囲内で交付する。

2 補給金額は、県資金の貸付時に取扱金融機関が作成した返済予定表の利子額のうち、貸付実行日から起算して5年を経過する日の属する月までに発生し、かつ、受給資格者が取扱金融機関に対して支払った利子額に3分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された補給金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補給金の交付は年1回とし、1回に交付する補給金の額は、前年度の4月1日からその翌年の3月31日までの期間中に発生し、受給資格者が取扱金融機関に支払った利子額に対し、前項に規定する方法で算定した額とする。ただし、第3条に規定する期間の最後の月（以下「期間最終月」という。）の属する年度にあつては、4月1日から期間最終月までの期間中に発生した利子額に対し、前項に規定する方法で算定した額とする。

4 返済条件の変更等により、返済予定表に基づく利子の支払額に変更があった場合の補給

金額は、利子の支払額が変更前の額を超える場合は、第2項に規定する額を限度とし、利子の支払額が変更前の額未満の場合は、変更後の利子の支払額のうち、前項の規定による方法により算定した額とする。

5 債務の不履行により生じた利息制限法（昭和29年法律第100号）第4条に規定する賠償額については、補給金の対象としない。

（金融機関への委任）

第5条 補給金の交付を受けようとする受給資格者（以下「申出者」という。）は、県資金の貸付を受けた金融機関に、交付申請及び請求に関する一切の行為に関する権限を委任するものとし、当該金融機関はこれを受任するものとする。

2 委任を受けた金融機関（以下「受任者」という。）は、申出者に補給金の交付申請に必要な書類等の提出を求めることができる。

（交付の申請）

第6条 受任者は、委任のあった申出者に係る補給金額を取りまとめて、福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係るあわら市利子補給金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「補給金申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 受取利子額一覧表

(2) 委任状及び振込依頼書（様式第2号）

(3) 市税等の納税状況の確認に関する同意書（様式第3号）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

2 前項における提出期限は、申出者が受任者に対して利子を支払った日の属する年度の翌年度の4月末日とする。

3 受任者は、同一の申出者に係る2回目以降の交付申請においては、第1項第2号及び第3号の書類の提出を省略することができる。

4 市長は、前項までの規定にかかわらず、必要に応じて関係書類等の提出をさせることができる。

（交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条に規定する補給金申請書の提出を受けたときは、その適否を審査し、適当と認めたときは、福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係るあわら市利子補給金交付決定兼額の確定通知書（様式第4号。以下「確定通知書」という。）及び補給金交付決定額一覧表により受任者に通知するものとする。

2 受任者は、前項に基づく確定通知書を受けたときは、速やかに申出者へ通知するものとする。

（補給金の交付）

第8条 前条第1項の規定により確定通知を受けた受任者は、市長に対し、福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係るあわら市利子補給金請求書（様式第5号。以下「請求書」という。）を提出するものとする。

2 市長は、前項に基づく請求書を受領した際は、申出者に対し、補給金を交付するものとする。

（補給金の返還等）

第9条 市長は、取扱金融機関又は申出者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該貸付に係る補給金の全部若しくは一部について、交付を打ち切り、又は既に補給金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

- (1) 取扱金融機関への債務について、早期償還がなされたとき。
  - (2) この要綱の規定に違反したとき。
  - (3) 信用保証協会に対する代位弁済請求があったとき。ただし、期限の利益喪失日まで  
に支払った利子額については補給金の対象とする。
  - (4) 市税等の滞納があるとき。
  - (5) 偽りその他不正な手段により補給金の交付を受けたとき。
  - (6) その他市長が特に必要と認めるとき
- 2 事業を休止又は廃止した場合は、補給金の交付請求の有無にかかわらず、当該事業を休  
止又は廃止した日以後において、補給金の交付は行わない。ただし、市内に事業所を有す  
る中小企業者等が、申出者が行っていた事業を承継し、県資金の債務もすべて承継したと  
きは、この限りでない。

(変更届出等)

第10条 申出者は、住所、所在地、商号、代表者、口座名義等の変更があった場合、及び市  
内に事業所を有する中小企業者等が申出者の事業を承継した場合には、福井県中小企業支  
援緊急資金（令和6年能登半島地震）に係るあわら市利子補給金変更届出書（様式第6号）  
を、受任者を經由して速やかに市長に届け出なければならない。

(書類の保存)

第11条 申出者及び受任者は、本利子補給に関する書類を事業期間終了後5年間は保存しな  
なければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。  
(失効)
- 2 この告示は、令和12年5月31日限りその効力を失う。